

# キャビア国際統一ラベリングの義務化

国内および国際的に取引されるチョウザメのキャビアの容器はすべて、そのキャビアの出所および原産国について詳細を記した再使用不可ラベルを貼らなければならない。各国政府は、市場に出回るすべてのキャビアが合法的に生産されたものであることを確保する目的で、キャビアの国際統一ラベリング・システムに合意した。このキャビアのラベリング・システムは、政府、業者、並びに消費者が、取引の際に合法的キャビアと違法なキャビアとを判別するのを支援するものである。このリーフレットは、政府およびキャビア業者がキャビアの国際統一ラベリング・システムの下で実施しなければならない必要事項を取り上げる。

## 背景

1998年以降、チョウザメ並びにヘラチョウザメの全種は、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(通称ワシントン条約、CITES)の附属書に掲載されている。チョウザメあるいはバルチックチョウザメ(ニシチョウザメ) *Acipenser sturio*、およびシヨベルノーズ(ウミチョウザメ) *Acipenser brevirostrum* の2種は附属書Iに掲載され、国際商業取引が禁止されている。他の生物種はすべて附属書IIに掲載され、このため国際取引は許可書のシステムを通して、政府によって管理される。

法律に則った国際取引を促し、取引される合法的キャビアの識別を容易にする目的で、各国政府は2000年のワシントン条約締約国会議にて、輸出されるすべてのキャビアに対するラベリング・システムの標準化に合意した。その2年後、各国はこのラベリング義務を拡大し、輸入、輸出、再輸出、また国内市場での取引にかかわらず、すべてのキャビア容器に、原産国、採取した年等の具体的情報を含み、そのキャビアの出所の特定を可能にするラベルを貼付することに合意した。2004年1月付けで、各国政府はキャビア輸入品について、このラベリング・ガイドラインに従ってラベル貼付されたもののみを受け入れることとなり、さらに、再包装されたものを含め、国内で販売されるすべてのキャビアについてもラベルを義務づけることに合意した。必要とされるラベル内容の詳細は、ワシントン条約の決議12.7(第13回締約国会議にて改定)にて確認することができる。

こうした展開の結果、各国政府はキャビアのラベリングに関するワシントン条約の規定に見合うよう、国政レベルでの法対策・行政対策を立法化し、施行している。例えば、ヨーロッパ連合(EU)は2006年初頭に、(EC)規定 No. 1808/200/ に変わる新たな委員会規定を採択する。

この規定は25の全EU加盟国において、ラベリング・システムに法的拘束力を与えるものである。この規定が採択されれば、EU市場内のすべてのキャビア容器は、その大きさにかかわらず、ワシントン条約のラベルを貼付されていなければならないこととなる。

このため、キャビアの取引および市場売買にかかわるすべての者(輸入者、輸出者、卸売業者、小売業者、飲食店、クルージング船の操業者ならびに航空業者、高級ホテルなど旅行関係業者など)は、今後の変更事項に適切に対応することができるよう、このラベリングシステ



ペルーガのキャビアは100g当たり600ユーロもの値段で小売販売される。



上の写真：  
2005年3月にドイツで押収されたキャビア。偽ラベルが使用されていた。

ムについて認識しておくことが必要である。消費者も、どのキャビアを買うのか選択する際にキャビアの合法性を確認できるよう、この新たなラベリング・システムについて知っておくとは利益となるであろう。

## 対象となるチョウザメ製品

チョウザメ並びにヘラチョウザメのすべての種から採れるキャビアは、ワシントン条約の対象となる。ペルーガ、アシェートラ、オシェートラ、セブルーガ、カルーガ、ハックルバック、ヘラチョウザメ、ショベルノーズ（ウミチョウザメ）、アメリカチョウザメ、アメリカンブラック及びカワリチョウザメなどの一般名並びに品質等級のキャビアが含まれる。ワシントン条約の対象となるのは、チョウザメおよびヘラチョウザメの個体並びに部分、製品（派生物）であり、これにはキャビア並びに肉、皮、生きている状態のもの、受精卵、軟骨、にかわが含まれる。プレスキャビア並びに低温殺菌キャビア、もっとも一般的な輸出品である薄塩キャビア「マロツソル」もワシントン条約の対象である。よって、これら製品を海外に輸送する際は常に、関係するワシントン条約の許可書が必要となる。ワシントン条約の許可書についての詳細については、各地のワシントン条約管理当局に問い合わせるか、もしくはワシントン条約事務局のウェブサイト（[www.cites.org](http://www.cites.org)）を確認する。

このワシントン条約ラベリング・システムは、現在のところキャビアのみに適用されている。ワシントン条約の対象となっていない魚類の卵は、しばしば「キャビア代用品」と称される製品を含め、ワシントン条約の規制を受けない。一部の国（並びにEU）では、法によって「キャビア」という言葉の使用を、チョウザメおよびヘラチョウザメの魚卵のみに制限している。

## ラベリング義務

キャビアのラベリングに関するワシントン条約による要求事項に基づき、キャビアの一次容器はすべて、再使用不可ラベルを貼付しなければならない。その大きさによらず、また輸送先が国内・海外であるにかかわらず、これには缶、箱、瓶、もしくはキャビアを直接包む他の容器が含まれる。その生産が商業目的であるか非商業目的であるか、海外で販売されるか国内市場で販売されるかにかかわらず、このラベリング義務はすべてのキャビアに適用される。再使用不可ラベルとは、そのラベルが破損しないかぎり取り外すことができず、別の容器に再貼付することができないことを意味する。この再使用不可ラベルは加工工場あるいは再包装工場にて貼付されるもので、これで一次容器を封印しなければならない。ラベルに表示する情報はCITES輸出許可証に記入するか、これに添付しなければならない。ラベルは2種類あり、キャビアが原産国内の加工工場で包装されたか、あるいは別の国で再包装されたかによって使い分ける。

## ラベル:原産国用

原産国内の加工工場で包装されたキャビア容器用のラベルには、以下の事項が記載の順に従って記入されていないなければならない。:

1 .標準種コード:ワシントン条約では、チョウザメ並びにヘラチョウザメの種名、交雑種を識別するための3文字コードが決められている。例えば「HUS」は、ペルーガ *Huso huso* の標準種コードである。これらのコードは表1に示している。

2 .出所コード:キャビアの出所を表示するためにCITES書類にて使用される文字記号である。「W」は野生で捕獲されたチョウザメ、「C」は捕獲後飼育されたチョウザメを表す。

3 .原産国コード:これは原産国を示すISO(国際標準化機構)の2文字コードである。例えばRUは、ロシア連邦である。ISO国別コードは<http://www.cites.org/eng/disc/parties/alphabet.shtml>にて確認することが



きる。

4 .採取した年

5 .加工工場の公式登録コード:各輸出国は加工工場のための国定の登録システムを確立し、各工場に公式登録コードを発行しなければならない。この数字はそのコードを示す。

6 .ロット識別番号:加工・再包装工場によるキャビア追跡システムに関する情報を示す数字である。

## ラベル:再包装国用

輸入業者あるいは取引業者がキャビアを独自の缶あるいは瓶、箱、またはあらゆる種類の別の容器に再包装する場合、容器の種類によらず、また配送先が国内・海外であるにかかわらず、業者は各キャビア容器に新しいラベルを貼付しなければならない。原産国の元のラベルと同様、この新しいラベルは再使用不能で、容器を封印するものでなければならない。ラベルは以下の事項が記載の順に従って記入されていないなければならない。:

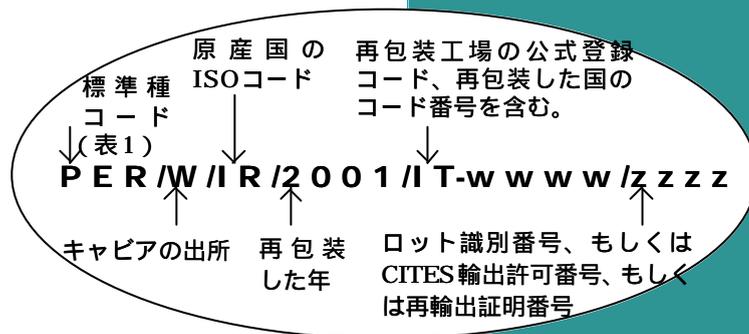
1 .標準種コード(上記)

2 .出所コード(上記)

3 .原産国コード(上記)

4 .再包装した年

5 .再包装工場の公式登録コード:各輸入国並びに再輸出国は、再包装工場のための国定の登録システムを確立し、各工場に公式登録コードを発行し



なければならない。この数字はそのコードを示す(上記)。再包装国が原産国と異なる場合、再包装国のISO2文字コードをこのコードに加えなければならない。ISO国別コードは<http://www.cites.org/eng/disc/parties/alphabet.shtml>にて確認することができる。

6 .ロット識別番号、もしくはCITES輸出許可書番号、もしくはCITES再輸出証明書番号

表 1:

## チョウザメとヘラチョウザメの標準種コード

Scientific Name	Standard Species Code
<i>Acipenser baeri</i> : Siberian Sturgeon	BAE
<i>Acipenser baerii baicalensis</i> : Baikal Sturgeon	BAI
<i>Acipenser brevirostrum</i> : Shortnosed Sturgeon	BVI
<i>Acipenser dabryanus</i> : Yangtze Sturgeon (Dabry's sturgeon, Changjiang Sturgeon, River Sturgeon)	DAB
<i>Acipenser fulvescens</i> : Lake Sturgeon (Freshwater Sturgeon, Great Lakes Sturgeon, Red Sturgeon, Rock Sturgeon, Ruddy Sturgeon, Shell-back Sturgeon, Smoothback, Stone Sturgeon, Bony Sturgeon)	FUL
<i>Acipenser gueldenstaedtii</i> : Russian Sturgeon	GUE
<i>Acipenser medirostris</i> : Green Sturgeon	MED
<i>Acipenser mikadoi</i> : Sakhalin Sturgeon	MIK
<i>Acipenser naccarii</i> : Adriatic Sturgeon (Italian Sturgeon)	NAC
<i>Acipenser nudiiventris</i> : Ship Sturgeon	NUD
<i>Acipenser oxyrinchus</i> : Atlantic Sturgeon	OXY
<i>Acipenser oxyrinchus desotoi</i> : Gulf Sturgeon	DES
<i>Acipenser persicus</i> : Persian Sturgeon (Fringebarbel Sturgeon, Thorn Sturgeon, Spiny Sturgeon)	PER
<i>Acipenser ruthenus</i> : Sterlet	RUT
<i>Acipenser schrencki</i> : Amur Sturgeon	SCH
<i>Acipenser sinensis</i> : Chinese Sturgeon	SIN
<i>Acipenser stellatus</i> : Stellate Sturgeon (Sevruga, Star Sturgeon, Starry Sturgeon)	STE
<i>Acipenser sturio</i> : Common Sturgeon (Baltic Sturgeon)	STU
<i>Acipenser transmontanus</i> : White Sturgeon	TRA
<i>Huso dauricus</i> : Kaluga Sturgeon	DAU
<i>Huso huso</i> : Giant sturgeon (Beluga, Great Sturgeon)	HUS
<i>Polyodon spathula</i> : American Paddlefish	SPA
<i>Psephurus gladius</i> : Chinese paddlefish (Chinese Swordfish)	GLA
<i>Pseudoscaphirhynchus fedtschenkoi</i> : Syr-Dar Shovelnose	FED
<i>Pseudoscaphirhynchus hermanni</i> : Small Amu-Dar Shovelnose	HER
<i>Pseudoscaphirhynchus kaufmanni</i> : Large Amu-Dar Shovelnose (False Shovelnose Sturgeon, Shovelfish)	KAU
<i>Scaphirhynchus albus</i> : Pallid Sturgeon (White Hackleback, White Shovelnose)	ALB
<i>Scaphirhynchus platyrhynchus</i> : Shovelnose Sturgeon (Switchtail, Sand Sturgeon, Oregon Sturgeon, Sacramento Sturgeon)	PLA
<i>Scaphirhynchus suttkusi</i> : Alabama Sturgeon	SUS
Mixed species (for 'pressed' caviar exclusively)	MIX
Hybridspecimens:	
code for the species of the male YYY	YYYxXXX
code for the species of the female XXX	YYYxXXX

Source: Annex 2 of CITES Resolution Conf. 12.7 (Rev. CoP13)

To obtain CITES Resolution Conf. 12.7 (Rev. CoP13) on Caviar Labelling and for further information about CITES and to find the contact details of the relevant authorities in your country visit [www.cites.org](http://www.cites.org). For information on the regulations relating to trade and labelling of caviar in the European Union visit the CITES website of the European Commission at [http://europa.eu.int/comm/environment/cites/home\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/environment/cites/home_en.htm) or the EU Wildlife Trade Information pages under [www.eu-wildlifetrade.org](http://www.eu-wildlifetrade.org). These are available in 11 languages and explain the permit and labelling requirements in the EU and provide links to the national CITES Authorities in the EU. For further information about TRAFFIC visit [www.traffic.org](http://www.traffic.org). TRAFFIC, the wildlife trade monitoring network, works to ensure that trade in wild plants and animals is not a threat to the conservation of nature. This leaflet was produced with the generous support of WWF Switzerland.

© TRAFFIC



TRAFFIC

is a joint programme of

